

平成 29 年政策評価レポート
(国土交通省政策評価年次報告書)

国土交通省
平成 29 年 12 月

はじめに

国土交通省は、平成 13 年の省庁再編に当たり、省全体の行政マネジメントを的確に確立するため政策評価を重要な手段の一つとして位置付け、以来これを積極的に取り入れ活用することにより、国民の立場に立った真に必要な政策・施策等の企画立案と効率的・効果的实施を目指してきた。

4 省庁が統合された当初、多岐にわたる行政分野と施策の整理統合を図り、省として無駄のない明確な目的意識をもった政策体系とマネジメントサイクルを的確に確立する必要があった。さらに、政策の企画立案過程と結果に関する透明性を向上させて、国民へのアカウンタビリティ（説明責任）を果たすため政策の意図、目的と期待される効果を国民に対してできる限り明確に説明することも課題となった。これらへ対処するために、政策評価の適切な実施が有効であると考えられ今日に至っている。

この政策評価レポートは、国土交通省が行う政策評価の意義、実施状況、評価結果の政策への反映状況等を国民に分かりやすく示すため、国土交通省政策評価基本計画に基づき公表するもの（国土交通省政策評価年次報告）である。今回の政策評価レポートは、国土交通省が平成 28 年度に実施した政策評価を中心に、平成 29 年度前半までに実施した政策評価の結果である評価書等について取りまとめた。

第 1 章は、「国土交通省における政策評価の体制・仕組み」として、国土交通省における政策評価の実施体制や、国土交通省で実施されている主要な政策評価方式について紹介をしている。

第 2 章は、「国土交通省における政策評価の取組み」として、国土交通省において、主として平成 28 年度～29 年度前半にかけて実施した政策評価の内容について説明している。

目 次

第1章 国土交通省における政策評価の体制・仕組み	3
1 体制	3
2 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）	5
3 政策レビュー（事後評価、総合評価方式（プログラム評価））	10
4 政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）	14
5 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）	16
6 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）	18
7 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）（事前評価、事業評価方式）	19
8 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）	21
第2章 国土交通省における政策評価の取組み	23
1 基本計画の策定の経緯	23
2 平成28、29年度における政策評価への取組み.....	23
（1）政策チェックアップ	23
（2）政策レビュー	27
（3）政策アセスメント	39
（4）個別公共事業評価	41
（5）個別研究開発課題評価	41
（6）規制の事前評価（R I A）	41
（7）租税特別措置等に係る政策評価.....	43
3 マネジメントサイクルの確立による政策への反映の事例.....	45
4 国土交通省所管法律に基づく政策評価の実施.....	46
（1）社会資本整備重点計画法	46
（2）国土形成計画法	46
（3）住生活基本法	46
5 政策評価の普及・啓発	47

第1章 国土交通省における政策評価の体制・仕組み

1 体制

国土交通省における政策評価は、政策を担当する部局が実施主体としてその政策について自ら実施することが基本であるが、評価の厳格性や客観性を担保し、省全体の政策評価の円滑かつ的確な実施を確保するため、政策評価を担当する政策統括官を設置している。省全体の評価体制としては表1のとおりとなる。

また、政策評価の対象とされた政策における目標の達成状況とその評価を確認し、当年度実施された政策レビューの報告内容の把握と今後実施されるテーマ等を検討するため、事務次官等により構成される「政策レビュー等に関する検討会」（表2）を設置し、政策評価について全省を挙げて取り組む体制を整えている。

また、評価の客観性や評価制度のさらなる改善を検討する上で外部有識者の知見の活用を図るために、国土交通省政策評価会（表3）を適時開催し、意見を聴取している。

表1：国土交通省政策評価担当一覧

(政策評価全般)	政策統括官(政策評価) 政策評価官
(個別公共事業評価)	大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室
(個別研究開発課題評価)	大臣官房技術調査課、総合政策局技術政策課
(個別の施策等)	下表のとおり

局等	担当課等
大臣官房	人事課、総務課、広報課、会計課、地方課、技術調査課、監察官室、危機管理官、運輸安全監理官、公共事業調査室
大臣官房官庁営繕部	管理課
総合政策局	総務課、物流政策課、公共事業企画調整課、技術政策課
国土政策局	総務課
土地・建設産業局	総務課
都市局	都市政策課
水管理・国土保全局	河川計画課
水管理・国土保全局水資源部	水資源政策課
道路局	企画課評価室
住宅局	住宅政策課
鉄道局	総務課企画室
自動車局	総務課企画室
海事局	総務課企画室
港湾局	計画課
航空局	総務課政策企画調査室
北海道局	参事官
国際統括官	国際政策課
国土地理院	総務部政策調整室
海難審判所	総務課
観光庁	観光戦略課
気象庁	総務部総務課業務評価室
運輸安全委員会	事務局総務課
海上保安庁	総務部政務課政策評価広報室

国土交通政策研究所	総務課
国土交通大学校	総務課

表 2：政策レビュー等に関する検討会 構成

<p>事務次官（議事進行）、技監、国土交通審議官、官房長、技術総括審議官 各局長等</p> <p>（総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、技術審議官、総括監察官、官庁営繕部長、総合政策局長、情報政策本部長、国土政策局長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長、水資源部長、道路局長、住宅局長、鉄道局長、自動車局長、海事局長、港湾局長、航空局長、北海道局長、政策統括官、国際統括官、国土地理院長、観光庁長官、気象庁長官、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁長官）</p>

表 3：国土交通省政策評価会 構成

国土交通省政策評価会構成員（五十音順）		
座長	上山 信一	慶応義塾大学総合政策学部教授
	加藤 浩徳	東京大学大学院工学系研究科教授
	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科・政策大学院教授
	白山 真一	有限責任監査法人トーマツ パートナー（公認会計士）
	田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科・公共政策大学院教授
	村木 美貴	千葉大学大学院工学研究院教授
	山本 清	東京大学大学院教育学研究科教授

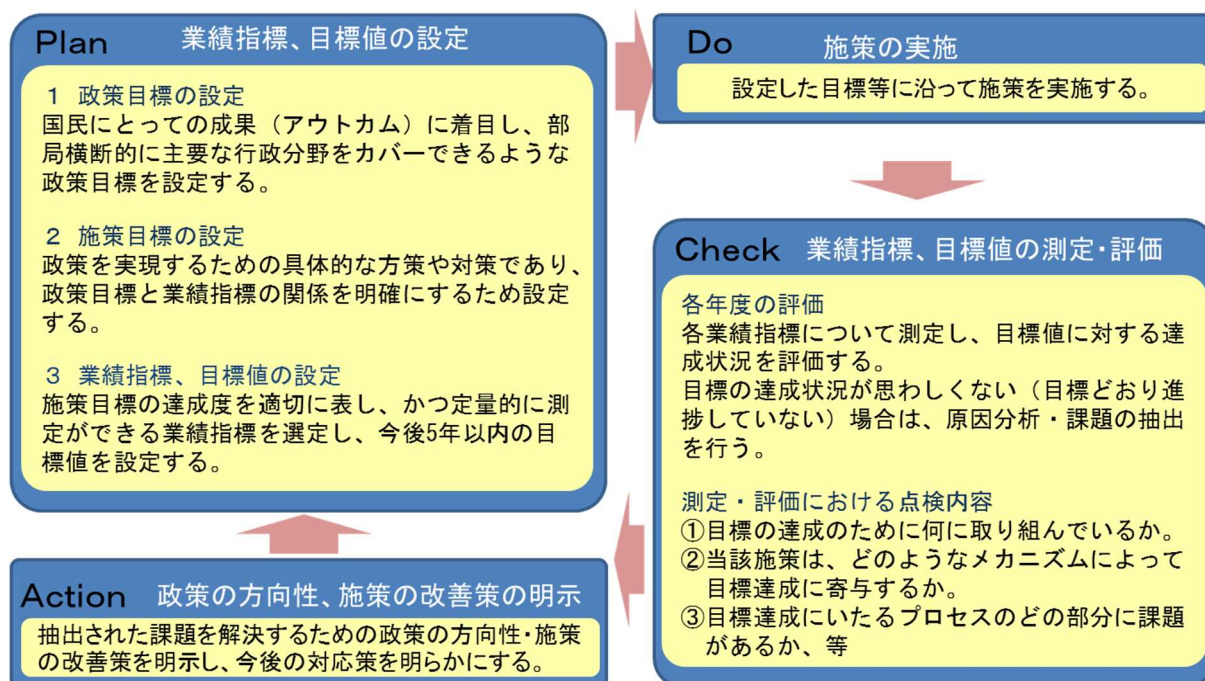
2 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

（1）政策チェックアップ

政策チェックアップは、省全体の目標を明確化し、それに照らした施策の点検を行う評価方式であり、国土交通省では中核的な評価方式として位置付けている。「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」）第8条に基づき実施する事後評価の一つであり、「政策評価の実施に関するガイドライン」や「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（ともに、政策評価各府省連絡会議了承）において定められた政府全体の標準的な指針等を踏まえ実施するものである。

● 政策チェックアップ（事後評価、実績評価方式）

国土交通省の中心的な評価手法で、施策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する手法。



（2）政策チェックアップの役割

政策チェックアップの果たす役割は、二つに大別される。

第一の役割は、目標の達成状況を定期的に点検することによって、担当部局や現場による自発的マネジメント改善を促すことであり、以下のような観点で点検することがポイントとなる。

- i 目標の達成のために何に取り組んでいるか。
- ii その施策はどのようなメカニズムによって目標達成に寄与するか。
- iii 目標達成に至るプロセスのどの部分に問題があると考えられるか。

第二の役割は、行政運営の透明性の確保と国民への説明責任である。あらかじめ定めた政策目標、施策目標や業績指標を、国民に対する「約束」ととらえて、その達成状況、成果について国民への説明責任を適切に果たす必要がある。

このため、評価にあたっては、業績指標の達成状況を分析するとともに、施策の実施状況を点

検し、目標達成に向けた課題を抽出するのに加え、課題解決のための政策の方向性、施策の改善策を分かりやすく示すことが求められる。

(3) 政策目標、施策目標と業績指標の設定

国土交通省の政策目標、施策目標と業績指標は、それぞれ以下のような特徴を持っている。

まず、「暮らし・環境」「安全」「活力」の3分野と「横断的な政策課題」（以下まとめて「3分野等」）について、13の政策目標を設定しており、全体として省の主要な行政分野をカバーするとともに、それぞれの目標は「行政が何をするか」ではなく「国民生活にとって何がもたらされるか」に着目した「アウトカム目標」となるよう工夫している。

その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策の目標を明らかにし、政策チェックアップを具体的に実施する単位として、44の施策目標を設定している（P26：表7参照）。平成20年度以降は、政策評価と予算・決算の連携強化を図る観点から、施策目標と予算書・決算書の表示科目の単位（項・事項）を対応させている。

更に、施策目標の達成度を適切に表す指標として、以下の基準に基づき、141の業績指標項目、細分類を含めると194の業績指標（平成29年度事後評価実施計画）を、選定している。

<指標の性格>

- i アウトカム（成果）に着目した指標といえるもの
- ii アウトプット（事業実績）に着目した指標の場合は、当該アウトプットとアウトカムとの因果関係について、説明可能であるもの（定性的な説明で可）
- iii 顧客満足度に着目した指標といえるもの
- iv 業績を改善しようとする動機付けとなり得るもの
- v 国際比較が可能な指標が望ましい

<指標の内容>

- i 定期的・客観的に測定可能なもの（最長5年に1度）
- ii 目標値が明確かつ具体的に設定可能であるもの（政策の特性に応じて判断）
- iii 国民への説明責任を果たす上で、当該指標について、目標値の設定及びその達成が十分な意義をもつもの

なお、業績指標については、不断の見直しを行うとともに、業績指標を補うものとして平成25年度から平成27年度には関連指標、平成28年度からは参考指標を設定している。（図1）

また、政策チェックアップにおいては、交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）や第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月閣議決定）及び「住生活基本計画（全国計画）」（平成28年3月閣議決定）における重要な指標を取り込み、活用することとしている。社会資本整備重点計画については、第4次社会資本整備重点計画より設定された全てのKPI指標を業績指標項目に反映し、KPI以外の指標は業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。交通政策基本計画及び住生活基本計画の指標については、業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。（図2、図3）

図1：政策チェックアップの指標数

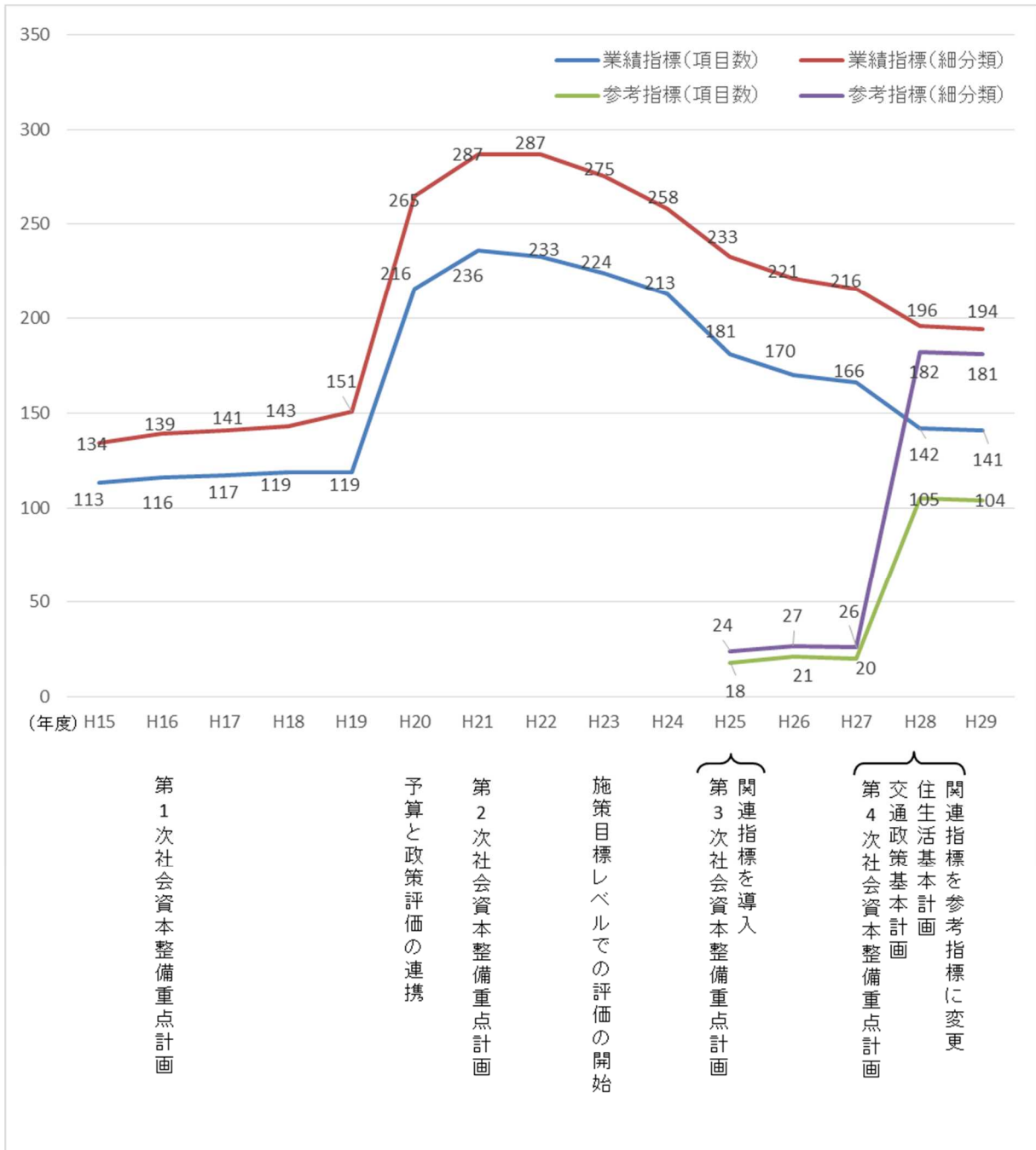


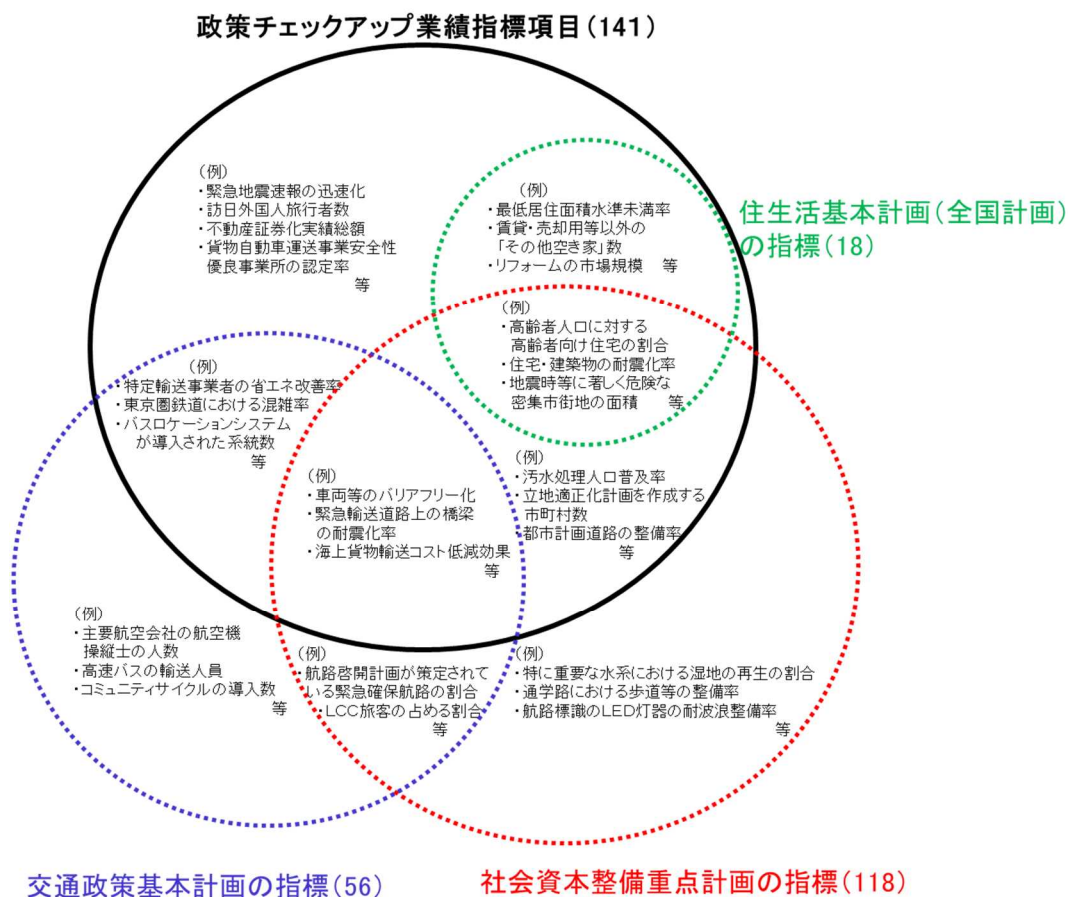
図2：平成29年度事後評価実施計画における指標の内訳

○業績指標項目、参考指標項目の内訳<平成29年度事後評価実施計画>

	計	社会資本整備重点計画		交通政策基本計画	住生活基本計画	独自指標
		KPI	KPI以外			
業績指標項目	141	47	21	32 ^(注1)	18 ^(注2)	53
参考指標項目	104	1	51	23 ^(注3)	0	37

※(注1)のうち23項目、(注2)のうち7項目、(注3)のうち8項目は、社会資本整備重点計画の項目と重複。

図3：政策チェックアップの業績指標と社会資本整備重点計画（第4次）、交通政策基本計画及び住政策基本計画の指標との関係イメージ



(3) 評価の実施

上記の基準により設定した施策目標、業績指標について下記の評価を行う。

- 業績指標の評価

直近の実績値に応じて、A：目標達成に向けた成果を示している、B：目標達成に向けた成果を示していない、N：判断できない、のいずれかの評価をする。

- 施策目標の評価

その施策目標に含まれる業績指標の評価結果を踏まえ、①目標超過達成、②目標達成、③相当程度進展あり、④進展が大きくない、⑤目標に向かっていない、の5段階の区分で評価する。

3 政策レビュー（事後評価、総合評価方式（プログラム評価））

（1）政策レビューとは

政策レビューは、実施中の施策について総合的かつ中期的な観点から詳細な分析を行い、その結果を政策の改善や見直しに反映させるものであり、

- | | |
|-----|--|
| i | 省の政策課題として重要なもの |
| ii | 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの |
| iii | 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの |
| iv | 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの |

等についてテーマを選定し、計画的に実施するものであるが、特に以下のような場合に政策レビューを積極的に活用することとしている。

- | | |
|-----|------------------------------------|
| i | 法令の見直し規定の時期や時限立法の期限が到来した場合 |
| ii | 中長期計画や大綱の見直し時期が到来した場合 |
| iii | 重要な法令の制定や改正等について、その施行から一定期間が経過した場合 |

政策レビューは、政策チェックアップと同様、政策評価法第 8 条に基づき実施する事後評価である。すべての政策分野について、定期的にかつ網羅的に実施するのが政策チェックアップであるのに対し、政策レビューでは、様々な施策や関係主体が絡み合い、政策・施策の全体像について容易には十分分析できない場合などに、時間をかけて詳細な分析を行うものである。このため、政策レビューは、特定の目標に関するある程度の幅を持った施策群を対象にすることが一般的である。このように、ある共通の目的を持つ施策のまとめ（＝プログラム）を評価対象とすることから、政策レビューは一般にプログラム評価と呼ばれる。

政策レビューにあたっては、対象となるテーマについて、関連する施策等の範囲を明らかにし、当該施策等の目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証し、その上で、それがどのように達成されたか、また、どの程度達成されたかを分析する。さらに、今後の取組みとして、目的や目標をよりよく達成し効果的・効率的に成果をあげるために、課題は何か、改善方策として何が考えられるかを明らかにする。

なお、政策レビューでは、国土交通省政策評価会や同政策評価会の有識者による個別指導において、当該年度取りまとめテーマの取組み状況等を説明し、意見、助言等を聴取しつつ詳細な検証レポートを作成している。

国土交通省では、平成 13 年より政策レビューテーマを選定し、逐次レビューを実施してきた。また、毎年度政策レビュー等に関する検討会を開催し、テーマの追加等見直しを行っている。同検討会での確認を踏まえて、毎年度改訂される事後評価実施計画では、翌年度以降 4 年度分の政策レビューの実施予定テーマを掲載している（表 4 参照）。

政策レビュー（事後評価、総合評価方式）

既存施策について、国民の関心の高いテーマ等を選定し、政策の実施とその効果との関連性や外部要因を踏まえた政策の効果等を詳細に分析し、評価を実施。

評価の目的、必要性

評価の目的

評価活動において直接の解明を目的とする内容を記載する。

評価の必要性

評価活動を行う必要性を緊急性、問題の重要性、影響の重大性等の観点から、適切に説明する。

評価手法

- ①調査方法
- ②調査対象
- ③アウトカム指標による評価

評価結果と政策への反映状況

評価結果

評価の結果として明らかとなった事実、得られた成果などをその根拠とともに記載する。



政策への反映方向

評価によって得られた知見に基づき、今後の政策運営にどのように反映していくのか、具体的な内容を評価結果に対応する形で記載する。

表4：政策レビュー（プログラム評価）テーマ一覧

平成29年11月現在

(1) 実施済み及び実施中のテーマ（平成21年度以降）

取りまとめ年度	テーマ	担当局等
平成21年度	住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
	第五次国土調査事業10箇年計画	土地・水資源局
	総合的な水害対策	河川局、都市・地域整備局
	住宅分野における市場重視施策	住宅局、総合政策局
	総合物流施策大綱（2005-2009）	政策統括官（物流）、道路局、大臣官房、総合政策局、国土計画局、土地・水資源局、都市・地域整備局、河川局、住宅局、鉄道局、自動車交通局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、政策統括官（国土等）、海上保安庁、国土交通政策研究所
平成22年度	運輸安全マネジメント評価	大臣官房運輸安全監理官
	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車交通局
	観光立国の実現	観光庁、総合政策局
	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	総合政策局、道路局、自動車交通局、海事局、海上保安庁
	首都圏整備法等に基づく大都市圏政策の見直しについて	国土計画局
	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果	都市・地域整備局、道路局、鉄道局
	都市再生の推進	都市・地域整備局
	住生活基本計画（全国計画）	住宅局
	鉄道の安全施策	鉄道局
平成23年度	仕事の進め方の改革－第2回フォローアップ－	全部局等（総合政策局及び政策統括官（政策評価）取りまとめ）
	美しい国づくり政策大綱	全部局等（都市・地域整備局取りまとめ）
	指定等法人に関する国の関与等の透明化・合理化－指定等法人が行う事務・事業の検証－	大臣官房、土地・建設産業局、都市局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、北海道局、観光庁、気象庁
	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）	総合政策局、官庁営繕部、都市局、水・国土保全局、道路局、住宅局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局、航空局、政策統括官（国土等）
	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	総合政策局、都市局、道路局、鉄道局、自動車局、海事局、港湾局
	土砂災害防止法	水管理・国土保全局
	住宅・建築物の耐震化の促進	住宅局
	港湾の大規模地震対策	港湾局
	市町村の防災判断を支援する警報の充実	気象庁
平成24年度	技術研究開発の総合的な推進	全部局等（大臣官房及び総合政策局取りまとめ）
	環境政策の推進	全部局等（総合政策局取りまとめ）
	国土形成計画（全国計画）	国土政策局
	トン数標準税制の導入による安定的な国際海上輸送の確保	海事局
	航空自由化の推進	航空局
	新たな北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
	緊急地震速報の利用の拡大	気象庁
	新たな船舶交通安全政策の推進	海上保安庁
平成25年度	不動産投資市場の条件整備	土地・建設産業局
	人口減少や少子高齢化の進展と乗合バスのネットワークやサービスの確保・維持・改善	自動車局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院

平成26年度	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全の推進	官庁當繕部
	水資源政策	水管理・国土保全局
	自転車交通	都市局、道路局
	貨物自動車運送のあり方	自動車局、総合政策局
平成27年度	道路交通の安全施策	総合政策局、道路局、自動車局
	住生活基本計画	住宅局
	国際コンテナ戦略港湾政策	港湾局
	国際協力・連携等の推進	国際統括官
平成28年度	社会資本ストックの戦略的維持管理	関係部局等（大臣官房及び総合政策局取りまとめ）
	官民連携の推進	総合政策局とりまとめ
	LCCの事業展開の促進	航空局
	MICE誘致の推進	観光庁
平成29年度	津波防災地域づくりに関する法律	総合政策局とりまとめ
	強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築－総合物流施策大綱（2013-2017）－	物流審議官とりまとめ
	離島地域における振興施策	国土政策局
	海運からの温室効果ガス排出削減策	海事局

(2)実施予定のテーマ

平成30年度	景観及び歴史まちづくり	都市局
	下水道施策	水管理・国土保全局（下水道部）
	鉄道の防災・減災対策	鉄道局
	タクシーサービスの改善による利用者利便の向上	自動車局
	台風・豪雨等に関する防災気象情報の充実	気象庁
平成31年度	国土形成計画（全国計画）	国土政策局
	中古住宅流通市場の活性化	土地・建設産業局、住宅局
	港湾における大規模地震・津波対策	港湾局
	地震津波災害時における水路に関する情報提供の充実	海上保安庁
平成32年度	運輸安全マネジメント制度	大臣官房運輸安全監理官
	水資源政策	水管理・国土保全局水資源部
	住生活基本計画	住宅局
	北海道総合開発計画の中間点検	北海道局
平成33年度	i-Constructionの推進	大臣官房取りまとめ
	無電柱化の推進	道路局
	空港の安全の確保	航空局
	地理空間情報の整備、提供、活用	国土地理院

4 政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）

（１）政策アセスメントとは

政策アセスメントは、新たに導入しようとする施策について、あらかじめ設定されている目標に照らしてその必要性、効率性、有効性を分析するものであり、政策立案に当たって、目標によるマネジメントの観点から、明確な目標に照らした論理的な分析を行うことを省全体に定着させることを目指しているものである。

また、施策の導入という意思決定の前に、「どのような意図で、どのような分析を行ったか」について国民に明らかにすることによって、政策形成の趣旨とその過程の透明性を確保することが目的である。

このような観点から、新たに導入する重要な施策に対象を絞った上で政策アセスメントを実施している。現行の実施要領においては、予算要求事項等で、新規性がありかつ社会的影響が大きいと各局等が判断するものを対象としている。また、平成 28 年度から「社会的影響が大きい」と判断する要素の 1 つとして概算要求額（概ね 1 億円以上）を加え、対象の重点化を図った。

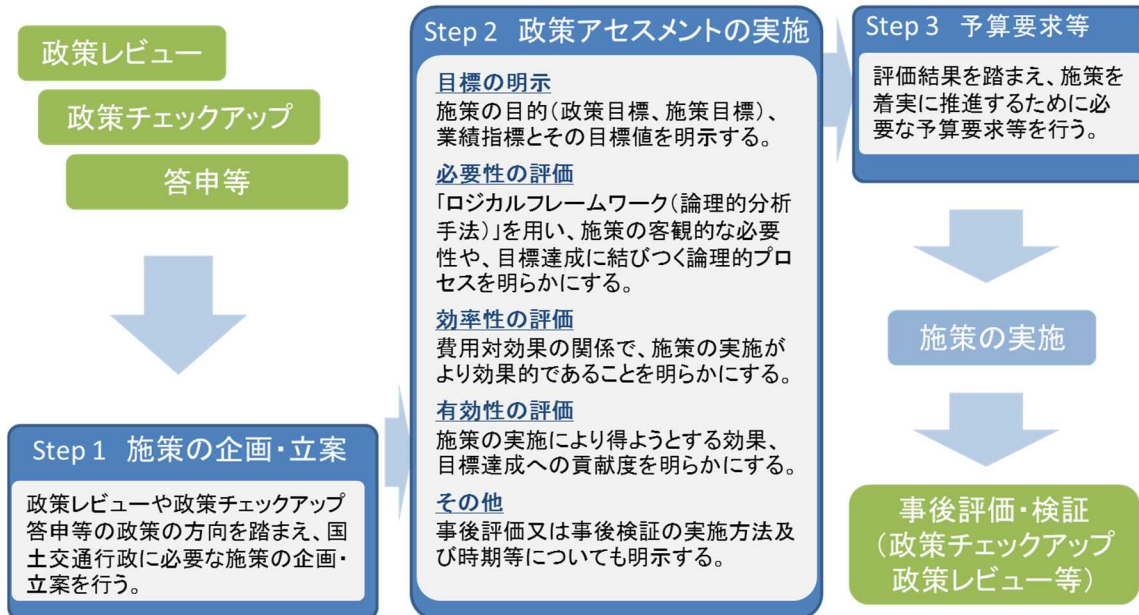
対象とされたものについては必要性（ロジカルフレームワークによる分析）、効率性（費用対効果の説明）、有効性（業績目標等の達成への貢献度）の観点から評価を実施し、毎年度、予算要求時に評価書を取りまとめ、公表している。政策アセスメントは、政策評価法第 9 条に基づく義務的な事前評価ではないが、第 10 条に基づき評価結果等を記載した評価書を作成するものとなる。

このように、新たな施策を導入しようとする意思決定の根拠となる分析を公表することによって、国民に対する説明責任の一端を果たしていくとともに、施策導入時点において期待されていた効果等について、事後的に評価・検証することを制度化するものである。それぞれの実施する時期及び方法については、個々の評価書において記載する。

評価を行うに当たっては、以下に示すように、「一定の論理性」を確保し、定量的な情報等さらなる「具体性」を持って説明できるように具体的な工夫を行う。

政策アセスメント（事前評価、事業評価方式）

新たに導入しようとする施策の企画立案等に対して、その必要性、効率性、有効性といった観点から評価する手法。



(2) 「目的に照らして」行う評価

評価書の「施策等の目的」欄において、「政策目標」、「施策目標」が明示されることで、政策アセスメントの対象となる予算、施策等の「政策目標」等が、省全体での施策体系の中での確に位置付けされ、その必要性や有効性の検討が全省的な目的意識をもった観点で行われることになる。さらに、新たな施策を検討し、企画・立案する際には、省全体の観点から目標達成に向け統一性を持たせることにつながる。

政策アセスメントを実施した施策については、一定の時間経過後において政策チェックアップ等による事後評価・検証を行う。政策アセスメントを行う施策等について、適当な「業績指標」がない場合や政策レビューでの事後評価によることができない場合でも、当該施策等が目的を達成したか否かを事後に判断するための「検証指標」を設定し、事後検証シートによる検証を行う。

5 個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）

個別公共事業の評価は、政策評価に関する国土交通省の取組みの中で、もっとも先行して行われてきたものである。国土交通省では、平成10年度より、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）を実施してきた。さらに平成15年度より、事業完了後に、事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討するための評価（完了後の事後評価）を実施してきた。なお、政策評価法においては10億円以上の事業について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施することとしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等については3年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（直轄事業等については5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

これらの事業評価は、国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性、効率性、有効性等の観点から総合的に実施するものである。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等の視点で事業の見直しを実施する。

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、原則として、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴取することとしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価についても、同様に、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、各事業の新規事業採択時評価、再評価、完了後の事後評価の一連の経緯が一目でわかるよう一括整理する「事業評価カルテ」を取りまとめ、評価の一層の透明性の確保を図っている。

事業評価カルテは、直轄事業等についての平成16～29年度の評価結果をホームページ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）に掲載しており、様々な立場の人が評価結果を見ることができるよう、費用便益分析などのバックデータを合わせて公表している。

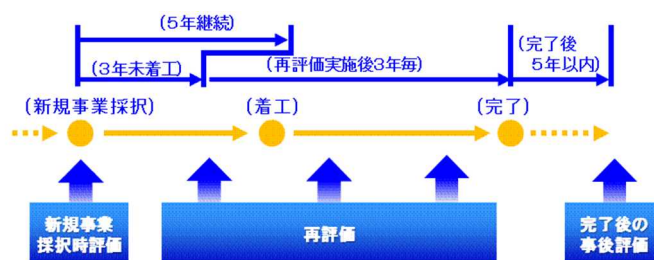
● **個別公共事業評価（新規採択時評価・再評価・完了後の事後評価、事業評価方式）**

個別の公共事業について、以下の各段階で評価を実施：①新規事業の採択時（新規事業採択時評価）、②事業採択後一定期間経過時（再評価）、③事業完了後（完了後の事後評価）。

● 評価対象

国土交通省が所管する公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。

● 事業評価の流れ（例：直轄事業等）



● 評価結果の公表

各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表

URL :
<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>

事業名	A事業	新規事業採択時評価
担当課 (担当課長名)	〇〇局〇〇課 (課長 〇〇〇〇)	
事業期間	平成〇年度～平成〇年度	
目的・必要性		再評価
便益の主な根拠		
事業全体の投資効率性	・総便益、総費用、B/C等を記載	完了後の事後評価
事業の効果等		
対応方針	継続	
今後の事業評価の必要性		

6 個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）

国土交通省においては、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定（その後4次にわたり改定され、現在は、平成28年12月21日内閣総理大臣決定））を踏まえ、国費を投入して実施される研究開発に係る評価の実施の際、配慮しなければならない共通事項、具体的な評価方法等を取りまとめた「国土交通省研究開発評価指針」（平成14年6月制定、平成26年3月改訂）に基づいて評価を実施してきた。

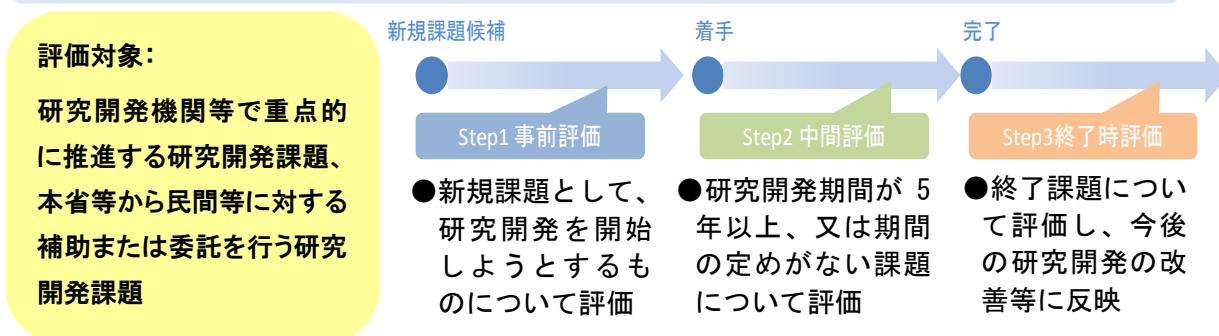
個別研究開発課題の評価は、研究開発に係る重点的・効率的な予算、人員等の配分に反映させるとともに、評価結果を公表することで国民に対する説明責任を果たすことを目的として実施している。

事前評価は、新たに開始しようとする新規課題について評価を実施し、重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。中間評価は、研究開発期間が5年以上の課題又は期間の定めのない課題について、3年程度を目安に評価を実施し、研究の進捗やこれまでの研究開発成果を確認することで、研究計画の見直し等を通じた今後の重点的・効率的な研究開発の実施につなげるものである。終了時評価は、研究開発が終了した課題について評価を実施し、研究開発成果やその活用状況等を確認することで、必要に応じて関連する研究開発課題や今後の研究開発の実施に係る制度の改善等につなげるものである。なお、政策評価法においては10億円以上の研究開発について事前評価を実施することが義務付けられているが、国土交通省においては金額にかかわらず評価を実施する。

また、個別研究開発課題の評価に当たっては、その公正さを高めるため、個々の課題ごとに積極的に外部評価（評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする評価）を活用することとしており、当該研究開発分野に精通しているなど、十分な評価能力を有する外部専門家により、研究開発の特性に応じた評価を実施する。

個別研究開発課題評価（事前評価・中間評価・終了時評価、事業評価方式）

研究開発課題を対象に「事前評価」「中間評価」「終了時評価」を実施。



7 規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）（事前評価、事業評価方式）

規制の事前評価（R I A）は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法である。

欧米など諸外国においては、規制の事前評価が1980年代から実施されており、既存の規制に対する見直しの動き、政策評価重視の流れの中で、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、平成16年度より各府省においてR I Aを試行的に実施することとされ、平成16年8月13日に内閣府規制改革・民間開放推進室が、R I Aの試行的実施に関する実施要領を定めた。

これを受けて、国土交通省の政策評価においても、平成16年度の政策アセスメントから、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴うものについては、規制の内容、規制の費用分析、規制の便益分析、想定できる代替手段との比較考量、規制を見直す条件、レビューを行う時期等の各項目について試行的に分析を行っており、平成19年9月までに計27件について実施した（表5参照）。

政策評価法施行令の改正により、平成19年10月から規制の事前評価が義務付けられることとなり、これを円滑かつ効率的に実施するため、その内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）が策定された。

国土交通省においては、平成19年10月に国土交通省政策評価基本計画（以下「基本計画」）の変更を行い、規制の事前評価を本格的に開始した。更に、平成21年3月に基本計画を変更し、政策アセスメントと区別し「規制の事前評価（R I A）（事業評価方式）」として位置付けるとともに、各府省に義務付けられていない事後検証を実施することとした。（表6参照）

なお、平成29年7月に政策評価法に基づく「政策評価に関する基本方針」（以下「政策評価基本方針」）が改正され（平成29年7月28日閣議決定）、平成29年10月より規制の事後評価が義務付けられることから、国土交通省では、基本計画等を改正し、これまで自主的に行ってきた事後検証を、政府全体の動きに合わせ、事後評価として制度化した。

● 規制の事前評価（RIA）（事前評価、事業評価方式）

法律又は政令により規制の新設又は改廃を行う時などに、事前評価を実施。

評価対象：

法律及び政令の制定・改廃

※省令等は努力義務

規制の意義：

国民の権利・自由を制限し、又はこれに義務を課するもの
(規制の緩和を含む)

実施時期：

法律→法律案の閣議決定前
政令→パブリックコメント手続前

(パブコメ手続対象外の場合は閣議決定前)

※事後の時点で評価・検証する場合は、政策チェックアップ、政策レビュー、RIA事後検証シートのいずれかにより評価

表 5：RIAの実施件数

年度	平成16～18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
件数	27	11	6	8	6	12	13	16	10	10	16	4

(注)

- ・平成19年度については、全て平成19年10月に実施が義務付けられて以降の実施件数である。
- ・平成29年度については、平成29年9月末までの実施件数である。

表 6：規制の事後検証の実施件数

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	2	1	2	5

(注)

- ・規制の事前評価（義務付け後となる平成19年10月以降の評価）を行った規制のうち、政策レビュー等による検証がなされない規制について実施。

8 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等に係る政策評価は、租税特別措置等の透明化を図るとともに、政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすために実施している。

平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日閣議決定）において、すべての租税特別措置について抜本的に見直しを行い、その抜本的な見直しに関しては「政策評価を厳格に行う」とされたことを受け、平成 22 年 5 月、政策評価法施行令及び政策評価基本方針の改正、また、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）が策定され、租税特別措置等に係る政策評価が導入された。

事前評価は、租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際に実施するものであり、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等の新設又は拡充・延長要望を行う際には、必ず実施しなければならないこととされている。また、事後評価は、法人税、法人住民税及び法人事業税に係る租税特別措置等について、事後評価実施計画に定めるものについて実施するものとされている。

● 租税特別措置等に係る政策評価（事前評価・事後評価、事業評価方式）

租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行う際に「事前評価」を実施、既存については一定期間毎に「事後評価」を実施。

評価対象：

法人税、法人住民税及び
法人事業税に係る租税特
別措置等

事前評価

税制改正要望事項とし
て、新設、拡充又は延
長をするものについて
評価を行う。

事後評価

既存の租税特別措置等につい
て 5 年に 1 回は評価を行う。

※用語の定義(政策評価に関する基本方針(平成17年12月16日閣議決定)による)

[実績評価方式]

政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

[総合評価方式]

政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

[事業評価方式]

個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式

(注)「事業評価」は、個別公共事業に係る事前及び事後の評価を指すものとして用いられることがある。

第2章 国土交通省における政策評価の取組み

1 基本計画の策定の経緯

基本計画の策定以降、近年の主な変更の内容は、以下の通りである。

平成14年4月	施行（平成20年度まで毎年度策定）
平成21年3月	・平成21年度～平成25年度の5年間を対象とする計画を策定 ・政策評価の目的を変更
平成22年7月	租税特別措置等に係る政策評価の導入に伴う変更
平成23年9月	政策チェックアップについて、施策目標単位の評価を導入
平成24年9月	第3次社会資本整備重点計画の策定に伴う変更
平成26年3月	・平成26年度～平成30年度の5年間を対象とする計画を策定 ・政策レビュー取りまとめ後の改善方策の実施状況の把握について規定
平成28年1月	・政策チェックアップにおいて、「関連指標」を「参考指標」に変更
平成28年4月	政策チェックアップに係る業績指標のうち、主要な指標の位置づけの明確化
平成29年8月	規制の政策評価における事後評価の導入に伴う変更

2 平成28、29年度における政策評価への取組み

（1）政策チェックアップ

①実績の測定（モニタリング）（平成28年9月実施）

総務省の「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）により、各行政機関における評価の標準的な指針が示され、平成26年度より全府省庁共通の取組として行っていくことが決まった。

主な内容は以下のとおりである。

- ・各行政機関共通の施策の評価区分として、「目標超過達成」、「目標達成」、「相当程度進展あり」、「進展が大きくない」、「目標に向かっていない」の5段階区分を導入。
- ・基本計画期間（3～5年）内に少なくとも一度は評価を行い、評価を行わない年度は、同ガイドラインに基づき作成する事前分析表等において、実績の測定（モニタリング）を実施。
（注）事前分析表：目標管理型政策評価の評価対象となる施策レベルの政策について、目的、目標（指標）、それらの達成手段（要するコスト（予算・決算情報）を含む）、各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定を分かりやすく整理し、事後検証に資するために作成するもの。

国土交通省では同ガイドライン策定を受けて、2年毎に評価を実施することとし、評価を実施しない年は実績の測定（モニタリング）を行うこととしている。

平成28年度は評価を実施しない年度であることから、事前分析表の作成に合わせ、平成28年9月に業績指標及び参考指標の実績の測定（モニタリング）を実施した。

以下ホームページに掲載。

- ・事前分析表

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000050.html

- ・モニタリング結果

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000007.html

②平成 28 年度政策チェックアップ結果（平成 29 年 8 月実施）

平成 27、28 年度の実績について平成 29 年 8 月に政策チェックアップを実施し、13 の政策目標を実現するための具体的な施策目標（44）、業績指標（業績指標項目 141、細分類を含む業績指標数 194）を対象として評価を実施し、評価書を取りまとめた。

施策目標毎の評価書、評価結果一覧表については、以下ホームページに掲載。

- ・評価書

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000007.html)

- ・評価結果一覧表

(施策目標単位) 表 7 参照

(業績指標単位) <http://www.mlit.go.jp/common/001199411.pdf>

○施策目標の評価結果と評価基準

評価区分	平成 28 年度 (平成 29 年 8 月実施)	平成 26 年度 (平成 27 年 8 月実施)	施策目標の評価の目安
①目標超過達成	0 件 (0%)	4 件 (9.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業績指標で目標値を達成 ・主要な業績指標が目標を大幅に上回る
②目標達成	12 件 (27.3%)	11 件 (25.0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての業績指標で目標値を達成 ・主要な業績指標が目標を大幅に上回っていない
③相当程度進展あり	12 件 (27.3%)	14 件 (31.8%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・主要な業績指標はおおむね目標に近い実績 ・相当な期間を要せずに目標達成が可能
④進展が大きくない	20 件 (34.1%)	15 件 (34.1%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・主要な業績指標が目標に近い実績を示さなかった ・目標達成には相当な期間を要する
⑤目標に向かっていない	0 件 (0%)	0 件 (0%)	<ul style="list-style-type: none"> ・目標値を達成していない業績指標あり ・施策としても目標達成に向けて進展していない ・現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがない

(参考) 平成 24 年度以前の施策目標の評価結果と評価基準

評価対象年度	平成 24 年度 (平成 25 年 8 月実施)	平成 23 年度 (平成 24 年 9 月実施)	平成 22 年度 (平成 23 年 9 月実施)
①順調である	26 件(59.1%)	12 件(27.3%)	14 件(29.8%)
②おおむね順調である	13 件(29.5%)	23 件(52.3%)	19 件(40.4%)
③努力が必要である	5 件(11.4%)	9 件(20.5%)	14 件(29.8%)

○業績指標の評価結果

対象年度	平成 28 年度 (平成 29 年 8 月実施)	平成 26 年度 (平成 27 年 8 月実施)	平成 24 年度 (平成 25 年 8 月実施)	平成 23 年度 (平成 24 年 9 月実施)	平成 22 年度 (平成 23 年 9 月実施)	平成 21 年度 (平成 22 年 7 月実施)
A評価 (成果を示している)	107 件 (55.1%)	129 件 (59.7%)	161 件 (69.1%)	156 件 (60.5%)	164 件 (59.6%)	199 件 (69.3%)
B評価 (成果を示していない)	75 件 (38.7%)	83 件 (38.4%)	58 件 (24.8%)	96 件 (37.2%)	106 件 (38.5%)	75 件 (26.1%)
N評価 (実績値が得られず判断できない)	12 件 (6.2%)	4 件 (1.8%)	14 件 (6.0%)	6 件 (2.3%)	5 件 (1.8%)	13 件 (4.5%)

表7：施策目標の評価結果一覧

○ 暮らし・環境		評価結果
1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		
1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る		④進展が大きくない
2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する		④進展が大きくない
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		
3 総合的なバリアフリー化を推進する		④進展が大きくない
4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する		②目標達成
5 快適な道路環境等を創造する		④進展が大きくない
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する		③相当程度進展あり
7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する		③相当程度進展あり
8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する		④進展が大きくない
3 地球環境の保全		
9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う		④進展が大きくない
○ 安全		
4 水害等災害による被害の軽減		
10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する		③相当程度進展あり
11 住宅・市街地の防災性を向上する		④進展が大きくない
12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する		④進展が大きくない
13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する		④進展が大きくない
5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		
14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する		③相当程度進展あり
15 道路交通の安全性を確保・向上する		③相当程度進展あり
16 自動車事故の被害者の救済を図る		②目標達成
17 自動車の安全性を高める		④進展が大きくない
18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する		④進展が大きくない
○ 活力		
6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		
19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する		④進展が大きくない
20 観光立国を推進する		②目標達成
21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する		③相当程度進展あり
22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する		②目標達成
23 整備新幹線の整備を推進する		②目標達成
24 航空交通ネットワークを強化する		③相当程度進展あり
7 都市再生・地域再生の推進		
25 都市再生・地域再生を推進する		③相当程度進展あり
8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		
26 鉄道網を充実・活性化させる		④進展が大きくない
27 地域公共交通の維持・活性化を推進する		③相当程度進展あり
28 都市・地域における総合交通戦略を推進する		④進展が大きくない
29 道路交通の円滑化を推進する		②目標達成
9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		
30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する		③相当程度進展あり
31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する		②目標達成
32 建設市場の整備を推進する		③相当程度進展あり
33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る		④進展が大きくない
34 地籍の整備等の国土調査を推進する		④進展が大きくない
35 自動車運送業の市場環境整備を推進する		②目標達成
36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る		③相当程度進展あり
○ 横断的な政策課題		
10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		
37 総合的な国土形成を推進する		④進展が大きくない
38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する		②目標達成
39 離島等の振興を図る		④進展が大きくない
40 北海道総合開発を推進する		②目標達成
11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		
41 技術研究開発を推進する		②目標達成
42 情報化を推進する		④進展が大きくない
12 国際協力、連携等の推進		
43 国際協力、連携等を推進する		④進展が大きくない
13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		
44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する		②目標達成

(2) 政策レビュー

平成 28 年度には、「社会資本ストックの戦略的維持管理」「官民連携の推進」「LCC の事業展開の促進」「MICE 誘致の推進」の 4 テーマについて評価書を取りまとめ、平成 29 年 3 月に公表した。

各テーマの評価結果の概要は表 8 (P28～37) のとおり。詳細は以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000008.html)

表 8 : 平成 28 年度取りまとめの政策レビュー（概要）

社会資本ストックの戦略的維持管理（1/2）

政策の効果等

評価の目的・必要性

国民生活や社会経済活動の基盤であるインフラについては、高度成長期以降に整備したものが今後、一斉に老朽化することから、計画的な維持管理・更新を推進し、国民の安全・安心の確保や維持管理・更新に係るトータルコストの縮減・平準化等を図る必要がある。

そのため、本政策レビューでは、インフラ老朽化対策の各種施策について、これまでの実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。

対象政策

国土交通省では、厳しい財政状況の下、今後、一斉に老朽化するインフラに対応するため、

- 1.メンテナンスサイクルの構築
- 2.トータルコストの縮減・平準化
- 3.地方公共団体に対する支援

等の総合的なインフラ老朽化対策に取り組み、戦略的な維持管理・更新を推進している。

そのため、本政策レビューでは、平成26年5月に定めた「国土交通省インフラ長寿命化計画（以下、行動計画という。）」に基づく施策を中心として、国土交通省が取り組んでいるインフラの戦略的な維持管理・更新に関する施策を対象とする。

政策目的

国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や平準化を図るとともに維持管理・更新に係るメンテナンス産業の競争力を確保する。

評価の視点・評価の手法

1. メンテナンスサイクルの構築、2. トータルコストの縮減・平準化、3. 地方公共団体に対する支援の3つの柱に基づき、以下の施策の実施状況等から評価する。

視点① 基準類の整備

視点② インフラの点検の実施

視点③ 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定

視点④ 新技術の開発・導入

視点⑤ 地方公共団体に対する支援

1. メンテナンスサイクルの構築

視点①: 基準類の整備

視点②: インフラの点検の実施

視点③: 個別施設ごとの長寿命化計画
（個別施設計画）の策定

2. トータルコストの縮減・平準化

視点③: 個別施設ごとの長寿命化計画
（個別施設計画）の策定【再掲】

視点④: 新技術の開発・導入

3. 地方公共団体に対する支援

視点⑤: 研修の充実・強化、メンテナンス体制の強化、直轄診断等の実施、防災・安全交付金等による財政支援等

本レビューにおいては、国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月）のフォローアップ等によって把握される定量的・定性的なデータを元にして評価を行う。

社会資本ストックの戦略的維持管理（2/2）

評価結果

【視点①: 基準類の整備】

これまでに得られた知見等を踏まえ、点検・診断の実施や、個別施設計画の策定に関する基準類について、各分野で、メンテナンス元年である平成25年以降、策定・改定

【視点②: インフラの点検の実施】

基準類に基づき点検を実施しており、分野によって差はあるものの、一定程度進捗

【視点③: 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定】

予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画を策定することとし、平成32年度までの計画策定に向けて、着実に進めているところ

【視点④: 新技術の開発・導入】

管理ニーズと技術シーズのマッチングや、新技術の円滑な現場展開の推進を目指して取り組みを実施しており、現場実証段階や普及段階に至っている技術も出てきている

【視点⑤: 地方公共団体に対する支援】

「研修の充実・強化」、「メンテナンス体制の強化」、「直轄診断等による支援」、「防災・安全交付金等による財政支援」等、人員・技術・財政面で様々な支援を行っているところ

主な課題と今後の対応方針

【視点①: 基準類の整備】

これまでに得られた知見等を踏まえ、各分野で基準類を策定・改定

基準類の適切な運用と、必要に応じた適時・適切な改定を実施

【視点②: インフラの点検の実施】

基準類に基づき点検を実施しており、分野によって差はあるものの、一定程度進捗

地方公共団体に対する支援を行いながら、点検の実施を推進

【視点③: 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定】

平成32年度までの計画策定に向けて、着実に進めているところ

計画の策定を推進し、健全度や利用状況、重要度等を踏まえた効果的・効率的な修繕・更新の実施を促進

【視点④: 新技術の開発・導入】

現場実証段階や普及段階に至っている技術も出てきている。地方公共団体における新技術の導入推進が必要

管理者のニーズと技術シーズのマッチングや、オープンイノベーションによる多様な産業の技術連携を推進

【視点⑤: 地方公共団体に対する支援】

人員・技術・財政面で様々な支援を行っているが、さらなる技術職員の減少や財政の縮減が予想される状況

民間の資金・ノウハウの活用や複数の管理者の連携強化等により、インフラメンテナンスに係る体制強化を促進

- 以上の取組に加え、社会全体として取組を加速させるための「インフラメンテナンス国民会議」も活用
- 今後もインフラ老朽化対策の取組のフォローアップを毎年実施

官民連携の推進 (1/2)

政策の効果等

評価の目的・必要性

「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定)が策定され、公共施設等運営権制度(コンセッション)の活用をはじめ、多様なPPP/PFIの取組を通じ、10年間(平成25年～34年)で21兆円のPPP/PFIの事業規模の達成を目指すという目標が新たに掲げられた。

このような状況の中、公共事業の大宗を占める国土交通省所管事業についても官民連携を一層強力に推進する必要があるため、国土交通省の官民連携政策を点検・評価し、官民連携政策の一層の推進に向けた課題の抽出、今後の基本的方向性の提示を行う。

対象政策・政策目的

国土交通省所管の社会資本整備に係る多様な官民連携に関する導入調査をはじめとする官民連携政策課の政策とする。具体的には、地方公共団体等の取組を直接支援する先導的官民連携支援事業に焦点を絞って、分析・評価することとする。

先導的官民連携支援事業の政策目的は、国土交通省所管の社会資本整備に係る多様な官民連携をより一層推進することであり、具体的には、支援した地方公共団体等での案件形成を推進するとともに、今後PPP/PFI手法の導入を検討する地方公共団体等のモデルとなることを目指している。

評価の視点・評価の手法

■視点

「PPP/PFI推進アクションプラン」の数値目標を踏まえつつ、政策が

- ✓地方公共団体等のニーズに即したものとなっているか
- ✓PPP/PFI事業化に向けて必要十分なものとなっているか

といった点から評価する。

■手法

過年度(平成23年度(2011年度)～平成27年度(2015年度))の支援の分析、これまでの調査やヒアリングの分析を通じて、PPP/PFIを推進するに当たっての課題を整理する。

評価結果

先導的官民連携支援事業については、平成23年度から平成27年度まで、計111件の案件に対して支援を実施してきており、49件がPPP/PFI手法により事業化している。49件のうち、発注金額等が明らかとなっている30件について事業規模を概算すると計1,481億円となっている。また、これまで実施した先導的官民連携支援事業が一定程度他のPPP/PFI案件に活用されていると評価できる。

一方、先導的官民連携支援事業の分析、地域プラットフォーム等における関係者の指摘から、PPP/PFI推進に係る課題については、以下のとおり整理できる。

○政府全体の課題

- ・PPP/PFIのメリットに対する理解が不十分
- ・専門知識等が不足している
- ・事務負担が大きい
- ・住民、地元企業、議会への対応 等
- ・民間の優れたアイデアの募集と公平性の確保

○官民連携政策課の課題

- ・他の地方公共団体への横展開が不足
- ・知識・ノウハウの整理が不足
- ・先導的官民連携支援事業のフォローアップ不足 等

官民連携の推進 (2/2)

主な課題と対応の方向性

- **先進自治体公務員の活用**: 平成28年度から試行実施している「地域サポーター制度」(PPP/PFI事業の経験豊富な自治体職員等を他の自治体に派遣)を来年度から本格運用し、案件化の促進を図る。
- **マニュアル・ガイドの作成**: 地方公共団体での公共調達における公平性・公正性を確保しつつ、有意義な提案をした民間事業者に対してインセンティブを与えることを明記した運用ガイド(平成28年10月策定)について、全国9ブロックに設置した地域プラットフォーム、研修等を通じた普及啓発を図るとともに、必要に応じて改定を検討する。
- **知識、事例等の体系的整理と関係者間での共有**: PPP/PFI政策に携わる者として必要な知識を体系的に整理し、地域プラットフォームや研修等を活用した情報の共有や、PPP/PFIの事例を効率的に情報収集できるデータベースの整備を行う。
- **先導的官民連携支援事業の運用改善**: 地方公共団体のニーズや課題を把握し、事業の横展開の強化を行うとともに、事業開始後のフォローアップの充実・強化を図る。

	分析・課題	対応
a	事業化したものには以下の事項が共通してみられる。 ・地域の課題を明確に把握している ・実現に向けたシナリオを有している	応募様式の改正、ヒアリング等により、課題を明確に把握しているか、実現に向けたシナリオを有しているか確認し、必要に応じ指導。
b	人口規模が小さい自治体ほど事業化率が低い傾向	事業化率を確保するため、採択の要件として「実施体制の構築」「進捗状況等の報告」を明記し、事業開始後においてもボトルネックが解消されるよう、必要な助言等を行う。特に小規模自治体については重点的に対応する。
c	先導的官民連携支援事業をPPP担当窓口以外の部局が認知していない可能性がある。	PPP担当窓口以外の部局にも周知を図る。
d	先導的官民連携支援事業を参考にして、事業化にまでつながった事例が必ずしも多くない。	自治体が事業を検討する際に実務上必要な情報や事業化につながる情報を報告書に盛り込むとともに、HPの検索性を向上させる。
e	マッチングする事業分野・類型がなかった可能性がある。	先導的官民連携支援事業の事業分野・類型の幅を広げる。

⇒上記の具体的な施策を推進するにあたって重要な役割を果たすこととなる地域プラットフォームについても、今後、運用の改善を図っていく。

LCCの事業展開の促進（1/3）

【評価の目的・必要性】 本政策レビューの目的は、これまでのLCC事業展開促進政策の進捗と影響を評価し、今後の政策に反映させることにある。

1. LCCは、世界の多くの地域で輸送旅客数を伸ばしてきている。
2. 我が国では、LCCの成長を促すべく、事業展開促進政策を実施してきた。
3. 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年）でも、インバウンド振興の主要施策として、LCCの地方空港への就航促進が挙げられている。
4. 本政策レビューでは、これまでの政策の評価を踏まえ、LCCの更なる振興を図る上で対応が必要となる課題を整理し、今後の対応を示す。

対象政策	政策の目的
LCC事業展開促進政策を評価対象とする。	LCCの参入促進と事業振興を目的とする。
1. オープンスカイ政策と国際航空運賃規制緩和	国際航空網の拡充と参入ボトルネックの解消
2. 空港整備・運営	低廉な空港オペレーションコスト等の実現
3. 規制の見直し	コスト低減、機材回転向上等への寄与
4. 着陸料軽減	国内外のネットワークの充実
5. 乗員（操縦士）政策	操縦士等の養成・確保
評価の視点	評価の手法
これまでの施策が以下の事項に与えた影響を評価の視点とする。	左記の事項について、以下の手法により施策の影響の評価を行う。
1. 参入社数、路線数、就航率、運賃等の実態	データ集計による年次推移分析
2. LCC就航空港の旅客・収支等の状況	同上
3. 航空旅客の利用実態	アンケートによる実態調査
4. 地域経済	ケーススタディと経済波及効果の推計

施策の取組状況		平成29年2月1日時点
国	【オープンスカイ推進】 ・ H22年10月以降各国と首都圏空港を含むオープンスカイに合意 ・ 地点、便数、指定航空会社要件の緩和 【国際航空運賃の規制緩和】 ・ H20年4月 IATA・PEX(正規割引)運賃の下方70%設定ゾーンの下限撤廃 ・ H22年10月 「上限認可制」を導入 【コンセッション推進】 ・ H28年7月1日より仙台空港の運営を民間に委託 ・ 高松空港、福岡空港、北海道内の国管理空港で必要な手続中 【地方空港における受入体制整備】 ・ 新千歳空港： 国際線ターミナル地域再編事業 発着枠拡大 H29年夏ダイヤより開始予定	・ 那覇空港、福岡空港： 滑走路増設等 【規制の見直し】 ・ 旅客在機中給油が可能であることを明確化 H24年4月開始 ・ 機体登録記号の打刻方法の見直し H25年4月開始 【着陸料の引き下げ】 ・ 100t以下の機材の着陸料引下げ H25年4月開始 ・ 地方空港のインバウンド拡大に向けた着陸料軽減 H28年4月開始 【操縦士等】 ・ 即戦力となる操縦士の確保(短期的方策) ・ 若手操縦士の供給確保(中・長期的方策)
	【ターミナル整備】 ・ 成田空港： 第3ターミナル H27年 4月供用開始 ・ 関西空港： 第2ターミナル(国内線) H24年10月供用開始 第2ターミナル(国際線) H29年 1月供用開始 ※ 現在は、国際線・国内線ともに就航	・ 中部空港： エブロン拡張部 H28年度末供用開始予定 LCCターミナル H31年度供用開始予定 【機能強化】 ・ 成田空港： 高速離脱誘導路の整備 H29年度供用開始予定 時間値の向上 H30年度末予定 【コンセッション推進】 ・ H28年4月1日より関西空港の運営を民間に委託
航空会社	【LCC会社】 ・ 更なるコスト削減等、経営基盤の安定化に向けた取組み	

LCC の事業展開の促進 (2/3)

【評価結果】 <実績と評価結果>

1. 競争活性化、国内外ネットワーク充実に貢献した。
2. サービス水準(定時出発率・就航率)の改善もしくは高いレベルでの維持に寄与した。
3. 間接的運賃競争によりFSAの運賃引下げを促した可能性がある。
4. 航空旅客数増加を牽引し、空港収支改善に寄与した可能性がある。
5. 旅客の航空機利用と消費活動を活性化させた可能性がある。
6. 大規模イベント等に匹敵する経済波及効果をもたらした可能性がある。

評価の視点	実 績		評価結果
L C C 参 入 社 数	平成24年(11月下旬) ・ 本邦3社 / 外航11社	平成28年(11月上旬) ・ 本邦4社 / 外航15社	競争活性化
L C C 就 航 路 線 数	平成24年(国内12月下旬 / 国際11月下旬) ・ 国内9路線 / 国際26路線	平成28年(国内12月下旬 / 国際11月上旬) ・ 国内26路線 / 国際102路線	ネットワーク 充実
定 時 出 発 率	平成24年 ・ FSA平均 92% ・ LCC各社 43%~87%	平成28年 ・ FSA平均 89%~92% ・ LCC各社 73%~92%	サービ ス 水 準 改 善
就 航 率	平成24年 ・ FSA平均 98%~99% ・ LCC各社 96%~99%	平成28年 ・ FSA平均 98%~99% ・ LCC各社 97%~99%	高サービ ス 水 準 維 持
運 賃 (価 格 帯)	平成24年8月【例】関西=新千歳 ・ FSA 18,200円~43,500円 ・ LCC 4,590円~33,190円	平成28年8月【例】関西=新千歳 ・ FSA 13,700円~48,800円 ・ LCC 4,890円~36,490円	間接的運賃 競争効果
運 賃 (イ ー ル ド)	平成24年度 ・ FSA加重平均 17.0円 ・ LCC加重平均 6.7円	平成27年度 ・ FSA加重平均 16.6円 ・ LCC加重平均 7.7円	同上
LCCの旅客 シ ェ ア (国 内 ・ 国 際)	平成24年 ・ 国内 2.1% ・ 国際 5.2%	平成27年 ・ 国内 10.0%(約760万人増) ・ 国際 13.5%(約680万人増)	航空旅客数 増加を牽引
空 港 収 支 (営 業 利 益)	平成24年度【例】 ・ 成田空港 347億3,400万円 ・ 関西空港 209億3,300万円	平成27年度【例】 ・ 成田空港 433億 800万円 ・ 関西空港 592億9,600万円	空港収支 改善に寄与
旅 客 利 用 実 態	平成25年9月アンケート調査 ・ FSAからの乗換が60%超 ・ 約60%の旅客が利用回数増	・ 約90%の旅客がLCC利用により浮いたお金により消費を活性化	航空機利用 と消費活動 の活性化
経 済 波 及 効 果 (生 産 額) (推 計 値)	【国内線】 ・ 奄美大島(H26年7月~H27年6月) ・ 北海道(H25年度) ・ 愛媛県(H25年度) ・ 大分県(H25年度) 【国際線】 ・ 茨城県(H25年度) ・ 香川県(H25年度)	42億5,500万円 70億3,600万円 7億7,200万円 9億6,200万円 5億2,700万円 3億7,300万円	大型イベント 等に匹敵す る経済波及 効果

LCCの事業展開の促進 (3/3)

主な課題	今後の対応方針
<p style="text-align: center;">受入環境のボトルネックの解消</p> <p>[参入障壁としてのコスト] 低コスト運航をビジネスモデルとするLCCの更なる参入を促すためには、着陸料の引き下げ等のコスト支援が重要な課題。</p> <p>[不十分なCIQ 体制] 訪日外国人旅行者の更なる増加に対応するためには、外国人旅行者の出入国を円滑かつ快適に行える体制を整備させることが重要な課題。</p> <p>[不十分なグランドハンドリング業務体制] 地方部では、グランドハンドリング業務を行っている事業者において、人手不足などの問題が見受けられており、更なるLCC就航を促すためには、グランドハンドリング業務体制の整備が重要な課題。</p> <p>[空港運営の硬直化] 国管理空港等の運営主体分離(航空系事業と非航空系事業)が、着陸料の弾力的な設定を妨げるなどの課題がある。</p>	<p>●受入環境の高度化に向けて、平成29年度予算に計上した「地方空港におけるLCC等の国際線就航加速パッケージ」を中心に対応。今後はLCCネットワークの拡充に向け、地方自治体、関係官庁等の航空関係者と連携し、これら取組を効果的に活用していく。また、予算の執行状況を踏まえ、不断に見直しを図っていく。</p> <p>[パッケージのポイント]</p> <p>(コスト低減) ・国際線着陸料の補助 ・新規就航等経費支援 ▶チケットカウンター設置・使用料等の支援 ▶グランドハンドリング経費等の支援</p> <p>(CIQ体制の充実) ・空港ビル会社等によるCIQ施設の整備への支援 ・CIQ関係省庁の物的・人的体制整備との協調</p> <p>(航空旅客の受入環境高度化) ・バゲージハンドリング、ボーディングブリッジ等の施設整備</p> <p>●グランドハンドリング体制の充実 ・地方部で、グランドハンドリング体制がLCC就航のボトルネックとならないように、引き続き体制を強化することとし、未登録自走車両の整備要件の見直しや、ランプパスの見直し等に取り組むとともに、「訪日誘客支援空港」に対し、グランドハンドリング経費の一部支援を実施していく。</p> <p>●空港運営の改善 ・現在検討中の高松空港、福岡空港、北海道内の空港等に加え、その他の空港についても空港運営の民間委託(コンセッション)を進め、地域の実情に応じた空港経営改革を推進する。</p>
<p style="text-align: center;">人材ボトルネックの解消</p> <p>[操縦士の不足] 近年のLCCの急速な事業拡大や大量退職等により大幅な不足が見込まれている。LCCが事業を安定的に実施するためには操縦士不足への対応が重要な課題。</p>	<p>●自衛隊操縦士の割愛再開、外国人操縦士の在留資格要件の緩和、操縦士の年齢上限の引き上げ等を実施済。引き続き、操縦士の養成・確保を図るため、平成29年度予算等に計上した下記の取組等を進める。 ▶航空大学の入学定員の拡大(72人→108人) ▶操縦士志望者の操縦適性の測定手法の開発、教育訓練レベルの向上を通じた私立大学等の供給能力拡充</p>

MICE 誘致の推進 (1/3)

政策の効果等

評価の目的・必要性

近年、国際会議誘致を巡る国際競争は激化してきており、我が国においても国際会議の誘致競争力の強化が求められている。本政策レビューは、これまで取組を行ってきた国際会議の誘致・開催を推進する施策の進捗状況や効果について評価・分析を行うことで、今後の施策立案に寄与することを目的とする。

対象政策・政策の目的

国際会議の誘致・開催には、「人が集まる」という直接的な効果はもちろん、人の集積や交流から派生する付加価値や大局的な意義があり、海外から日本に対し、多くの人や優れた知見、投資を呼び込むことが期待される。国や日本政府観光局が、これまで実施してきた国際会議誘致政策は、「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて」(平成25年「MICE国際競争力強化委員会最終とりまとめ」)に基づくものであるところ、当該とりまとめにおいて提言された国際会議の誘致・拡大に係る施策について、評価を行う。

評価の視点・評価の手法

「2030年にはアジアNO.1の国際会議開催国としての不動の地位を築く」という目標達成に向けて、「我が国のMICE国際競争力の強化に向けて」で提言されたテーマと、それに紐づく具体的な施策について、国際会議の誘致・開催に効果的に寄与しているか、国際会議協会(ICCA)等の統計を利用して、我が国における国際会議開催件数の達成状況を検証するとともに、各施策の進捗状況や課題について、評価・分析を実施する。

評価結果

1. 「グローバルMICE都市」の育成

グローバルMICE都市を選定し(平成25年7都市、平成27年5都市)、①市場/競合都市調査分析、②アドバイザー派遣、③広告宣伝支援、④ステークホルダーの連携促進に関する支援を実施。外国人アドバイザーによるコンサルティングの結果等から、今後取り組むべき課題の抽出等が図られた。

グローバルMICE戦略都市(平成25年選定)	東京都、横浜市、京都市、神戸市、福岡市
グローバルMICE強化都市(平成25年選定)	大阪府・大阪市、名古屋市・愛知県
グローバルMICE強化都市(平成27年選定)	札幌市、仙台市、千葉県千葉市、広島市、北九州市

2. ユニークベニューの開発・利用促進

歴史的建造物を活用したモデルイベントの実施、国内外の事例を紹介したハンドブックやベストプラクティス集の作成、ユニークベニューリストのウェブサイト掲載等を実施。平成28年度には実際の国際会議やインセンティブでのユニークベニュー活用支援を実施し、利用に関する課題や解決策の検討を行った。これらの結果、ユニークベニュー活用のニーズの高さが確認されるとともに、一部を除き施設の開発が進まない実態と今後取り組むべき課題が抽出された。



ユニークベニュー活用モデルイベント事例
(小倉城天守閣前広場での国際会議レセプション)

MICE 誘致の推進 (2/3)

3. 国際会議分野の人材育成

国際会議に関する人材不足の解消と国際会議産業に精通した知識を有する人材の育成を目的として、日本政府観光局が毎年、初級者向け及び実務者向けの2コースのセミナーを実施している。実務者向けセミナーでは、国際会議開催における専門能力を示す国際認証の一つであるCMP育成プログラムを実施しているが、我が国のCMP取得者数はアジアの競合国に比べ少ないのが実態であり、取組の強化が求められる。

4. 研究者等の国際会議誘致環境の改善／MICE誘致アンバサダープログラムの導入

国際会議の潜在的需要の掘り起こしのため、平成25年度から、学術分野や産業界において国内外に発信力やネットワークを有する、或いは具体的な国際会議誘致活動に携わっている方をMICEアンバサダーとして認定し、国際会議誘致活動への支援等を行うアンバサダープログラムを実施している。これまで39人をアンバサダーとして認定し、一定程度誘致成功に貢献するなど成果を上げているものの、アンバサダーやコンベンションビューロー等へのアンケート結果からは、今後に向けた課題も指摘されているところ。

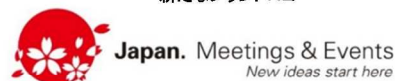
5. 政府の横断的体制の構築・在外公館や関係府省との連携

在外公館による国際会議開催地決定権者に向けたロビー活動や、各府省所管分野の国際会議誘致に大臣招請レター発出等の協力を得て、誘致成功に貢献した事例も出ているが、誘致活動全体件数に比べてこうした実績は必ずしも多くなく、関係府省の連携強化が求められている。

6. 新しいMICEブランドの構築／MICEを活用した日本の情報発信・ブランディング活動の展開

国内のMICE関係者が共有する共通理念や目的意識を持つため、また海外から日本にMICEを呼び込む際に海外のMICE主催者に対して日本開催の意味・意義を訴求するため、平成27年4月に新たなMICEブランドを構築した。合わせて同ブランドの普及啓発の取組を進めているが、ブランドの更なる浸透に向けては取組の強化が必要である。

新たなブランドロゴ



7. 成長分野をターゲットとした国際会議誘致・開催に向けた連携

日本が優位性を有し、更なる発展が期待される科学、技術、医学分野の国際会議開催件数の推移を見ると、我が国の同分野の伸びに比べ、アジア・大洋州主要国の伸びが上回っており、成長分野の会議を十分に取り込めていない。今後は、成長分野に重点を置いた取組を強化していくことが求められる。

分野別国際会議開催件数の伸び(2006年→2015年)

	科学系会議	技術系会議	医学系会議
日本	1.28倍	1.01倍	1.04倍
アジア・大洋州主要国	1.34倍	1.52倍	1.47倍

8. 国際会議誘致・開催の実施体制

国際会議誘致活動の司令塔であるコンベンションビューローの組織・財源強化や、ステークホルダーとの連携強化は国際会議誘致力強化に当たって重要な課題であるが、我が国の都市の多くは、これらの課題解決が進んでおらず、司令塔としての役割も果たせていない実態がある。海外の成功事例等も参照しながら、より一層の取組の強化が必要である。

MICE 誘致の推進 (3/3)

主な課題	今後の対応方針
<p><都市の誘致競争力の強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●グローバルMICE都市の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・コンベンションビューロー(CB)の人的・財的資源の不足、定期的な人事異動による専門人材の育成不足 ・JNTOと各CBの役割分担 ・地域内のステークホルダー(ホテル、旅行事業者、会議運営事業者(PCO)等)間の連携不足 等 ●ユニークベニューの開発利用・促進 <ul style="list-style-type: none"> ・施設側にユニークベニューとしての活用の意義・メリット等の理解が浸透しておらず、新たな施設の開放が限定的 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●課題解決に積極的な都市への優先的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・CBが抱える予算や人事ローテーション等の課題に具体的な対策を講じようとする都市を優先して支援し、それら都市の競争力向上を優先的に促進 ●JNTOの体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・国レベルの司令塔としての役割を明確化し、個別案件は各都市のCBに委ねる等、役割分担を徹底 ・JNTOでプロモーション一般を担う人材とは区別したMICE専門人材の育成・配置を制度化 ・国際会議に関するデータベースを構築して活用を促進 ●ステークホルダーの組織化・ユニークベニュー活用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・国レベル・都市レベルの双方で、JNTO・CBを中心としたステークホルダーの組織化を推進 ・ユニークベニュー活用を定着させるため、ステークホルダーの組織を活用し、実績を積み重ねながら、施設・利用者双方におけるノウハウ蓄積や認知度向上を促進
<p><MICEプレイヤーの強化></p> <ul style="list-style-type: none"> ●MICE分野の人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・専門ノウハウを中長期的に蓄積していくために不可欠な人材育成プロセスがなく、JNTOによる年1～2回のセミナーがあるのみ 	<ul style="list-style-type: none"> ●JNTOによるトレーナー向けトレーニングの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・各都市の人材育成を継続的・効果的に推進するため、JNTOにおいて各都市におけるMICE人材育成の担い手(=トレーナー)に対する研修制度を導入
<p><チームジャパンの誘致体制の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ●研究者等のMICE誘致活動の改善/MICEアンバサダープログラムの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・アンバサダーによる発掘案件数等が諸外国に比べると低い 等 ●政府横断的体制の構築・在外公館や関係府省との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・招請レターや在外公館によるロビー活動等の実績はあるものの、件数は少なく拡大の余地大 等 ●日本の新しいMICEブランドの構築・強化/MICEを活用した日本の情報発信・ブランディング活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・新たに導入したMICEブランドについて、そのコンセプトに対するCB・PCO等の理解が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンバサダープログラムにおける役割分担の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・当面は、アンバサダーを通じた学会等の会議開催意欲の啓発・向上や、表彰等によるアンバサダーの位置づけの向上(※将来的には各都市への移管に向けた戦略構築が課題) ●府省連絡会議を通じた情報共有促進・支援強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「MICE推進関係府省連絡会議」を中心に、各府省にまたがる課題の解決や支援体制の強化を推進 ●MICEブランドの活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・国レベルのブランドを補完する都市レベルのブランドの構築を促進し、国レベルのブランドと組み合わせ、効果的なプロモーションを実施
<p><国・都市の戦略実現ツールとしてのMICEの活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ●成長分野をターゲットとしたMICE誘致・開催に向けた連携 <ul style="list-style-type: none"> ・成長分野に特化した誘致戦略、誘致体制が不十分等 ●国際会議誘致・開催の実施体制 <ul style="list-style-type: none"> ・地域での誘致活動の司令塔役を担うべき都市・CBが、地元の大学・学会・産業界等との連携が不十分なため、その役割を十分果たせていない 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●成長分野をターゲットとした国際会議誘致政策 <ul style="list-style-type: none"> ・医学・科学・技術分野の国際会議を優先的に誘致する方針を、国・都市の誘致戦略の中で明確化し、誘致活動に反映 ●海外事例を踏まえた誘致実施体制の抜本的見直し <ul style="list-style-type: none"> ・各誘致案件では都市のCBが司令塔役を担うことが不可欠なことについて、JNTOが関係者を啓発するとともに、そのような体制の都市を支援する仕組みを構築

平成 29 年度は「津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策」「強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築－総合物流施策大綱（2013-2017）－」「離島地域における振興施策」「海運からの温室効果ガス排出削減策」について、平成 29 年 5 月 12 日及び 10 月 20 日に国土交通省政策評価会を開催するとともに、政策評価会構成員から個別に指導を受けながら、評価書の取りまとめに向けた検討を行っている。各政策レビューテーマの目的等は下記の通りである。

【津波防災地域づくりに関する法律に基づく施策】

国土交通省では、平成 23 年 12 月に成立した「津波防災地域づくりに関する法律」により、基礎調査の実施、津波浸水想定の設定、推進計画の作成及び津波災害警戒区域の指定等の施策を実施し、全国において津波防災地域づくりを推進しているところ。将来起こりうる津波災害の防止・軽減を図るためには、津波防災地域づくりに関する法律等に基づくハード・ソフトの施策により、津波防災地域づくりの総合的な推進を図る必要がある。

本政策レビューでは、同法に基づく施策の実施主体である都道府県・市町村に対し、国が行う支援策の実施状況や効果について評価を行い、今後の施策に反映させることを目的とする。

【強い経済の再生と成長を支える物流システムの構築－総合物流施策大綱（2013-2017）－】

政府における物流施策や物流行政の指針を示し、関係省庁が連携して総合的・一体的な物流施策の推進を図るものとして、平成 25 年 6 月 25 日に「総合物流施策大綱（2013～2017）」（以下「前大綱」）が閣議決定され、それに基づき、推進すべき具体的な物流施策を取りまとめた「総合物流施策推進プログラム」（平成 25 年 9 月 20 日総合物流施策推進会議決定）が策定されている。

前大綱策定後、我が国の物流をめぐる環境は、人口減少・少子高齢化に伴う労働力不足の顕在化、国際競争の激化、情報通信技術（ICT）等の技術革新等、様々な変化が生じている。このような状況を踏まえ、本政策レビューでは、目標年次を迎えた前大綱の総合的な評価を行い、物流を取り巻く状況変化を踏まえた「総合物流施策推進プログラム」の改善の方向性を提示する。

【離島地域における振興施策】

現行の離島振興法（10年間の時限立法）が施行された平成 25 年度以降、「離島振興対策実施地域の振興を図るための基本方針（以下「基本方針」）」及び各都道府県の「離島振興計画」に基づき実施された離島振興施策について、経済社会情勢の変化を踏まえ、離島振興施策の成果と課題を明らかにすることにより、今後の離島振興施策の検討に資することを本政策レビューの目的とする。

具体的には、①基本方針や離島振興計画に基づき離島振興施策は確実に実施されたか、②実施された離島振興施策はどのような成果をもたらしたか、③今後の離島振興施策の課題は何か、の 3 つの視点について、アンケート調査や統計データによる施策の実施状況の把握・分析等を行う。

【海運からの温室効果ガス排出削減策】

国際海運からの温室効果ガス排出については、京都議定書に基づき、国際海事機関（IMO）において抑制又は削減対策を追求している。国際海運は世界単一の市場であるため、全ての外航船舶に対し、一律に規制を適用し、温室効果ガス排出削減に貢献する必要がある。そこで、我が国は、我が国海事産業が有する世界トップレベルの技術力を背景として IMO における国際基準策定を主導するとともに、省エネルギー技術を核とする技術開発及び普及促進を一体的に進めることにより、国際海運からの温室効果ガス排出削減を図っている。

IMO において、今後更なる温室効果ガス排出削減に向けて「船舶からの GHG 排出削減に関する包括的な IMO 戦略」を策定することとなっていることを踏まえ、本政策レビューにおいて、これまでの政策をレビューするとともに、今後の戦略策定に貢献していくための政策の見直しを行う。

(3) 政策アセスメント

①平成 29、30 年度概算要求等に係る政策アセスメント結果及び平成 28 年度 2 次補正予算に係る政策アセスメント結果とその活用

平成 28 年 8 月に、平成 29 年度予算概算要求に係る 11 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。同年 9 月には、平成 28 年度 2 次補正予算に係る 3 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。

平成 29 年 3 月には、平成 28 年末に編成された平成 29 年度予算政府案を踏まえ、1 件の新規施策について政策アセスメントを追加で実施するとともに、予算概算要求時に作成した評価書について、政府案を反映させた内容を公表した。

また、平成 29 年 8 月には、平成 30 年度予算概算要求に係る 10 件の新規施策について政策アセスメントを実施した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000004.html

政策アセスメント 施策一覧(平成29年度予算概算要求関係)

平成28年8月31日実施

1	民間賃貸住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度の創設
2	安全・環境基準適合性の事後チェック体制の構築
3	大規模地震に対応した震度予測精度の向上
4	自動車運送事業の安全総合対策事業
5	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業
6	地方空港におけるCIQ機能強化の促進
7	地方管理空港における国際線新規就航・増便支援
8	次世代ステーション創造事業
9	空き家・空き地バンクの標準化や地域協議会による空き家・空き地等の有効活用・管理等への支援
10	クラウドファンディング等を活用した空き家・空き店舗等の再生の推進
11	広域連携プロジェクト等の推進

政策アセスメント 施策一覧(平成28年度2次補正予算関係)

平成28年9月13日実施

1	訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業
2	熊本地震に伴う被災地域境界基本調査
3	トラック運送業の生産性向上の促進

平成28年度政策アセスメント評価書(追加)の施策一覧

平成29年3月22日実施

1	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業の創設
---	----------------------

政策アセスメント 施策一覧(平成30年度予算概算要求関係)

平成29年8月31日実施

1	住宅団地ストック活用事業の創設
2	気象レーダー観測の強化
3	AI,IoT等の異分野最先端科学技術を活用した水災害の減災・防災技術の研究開発の推進 (総合流域防災対策事業調査費の創設)
4	LNGバンカリング拠点の形成促進
5	宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業
6	最先端観光コンテンツインキュベーター事業
7	広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業
8	地域観光資源の多言語解説整備支援事業
9	AI・ロボット等革新的技術のインフラ分野への導入
10	ICTを活用した地籍調査の効率化

(4) 個別公共事業評価

平成 28 年度は、下記の評価を実施した。

- ・平成 28 年度予算に係る評価：再評価 8 件
- ・平成 29 年度予算概算要求に係る評価：新規事業採択時評価 14 件、再評価 13 件
- ・平成 29 年度予算に向けた評価（直轄事業等）：新規事業採択時評価 29 件、再評価 370 件
- ・平成 29 年度予算に向けた評価（補助事業等）：新規事業採択時評価 128 件、再評価 100 件
- ・完了後の事後評価（直轄事業等及び補助事業等）：67 件
- ・平成 28 年度補正予算に係る評価：新規事業採択時評価 73 件

平成 29 年度はこれまでに、下記の評価を実施した。

- ・平成 28 年度予算（明許繰越）に係る評価：新規事業採択時評価 1 件
- ・平成 30 年度予算概算要求に係る評価：新規事業採択時評価 18 件、再評価 10 件

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_04.html)

(5) 個別研究開発課題評価

平成 28 年度は、個別研究開発課題の「事前評価」、「中間評価」、「終了時評価」をそれぞれ 60 件、1 件、32 件実施した。

平成 29 年度はこれまでに、「事前評価」、「終了時評価」をそれぞれ 44 件、2 件実施した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000009.html)

(6) 規制の事前評価 (R I A)

平成 28 年度は、9 件の法律案、7 件の政令案を、平成 29 年度は 9 月末までに 4 件の政令案について評価を行った。評価に際しては、規制案の導入による発生しうる費用と便益について代替案との比較考量を行うなどの分析を行い、規制案の有効性を検証した。

個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_fr_000006.html)

規制の事前評価(RIA)実施一覧

平成 28 年 4 月～平成 29 年 9 月末

	件名	区分	実施日	担当局
1	駐車場法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 6 月 2 日	都市局
2	都市再生法特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案	政令	平成 28 年 6 月 21 日	都市局、住宅局
3	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 9 月 15 日	航空局
4	道路運送法の一部を改正する法律案	法律	平成 28 年 10 月 17 日	自動車局
5	河川法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 10 月 18 日	水管理・国土保全局
6	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 11 月 8 日	総合政策局

7	都市公園法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 11 月 16 日	都市局
8	都市計画法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 28 年 11 月 16 日	都市局
9	海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 2 月 2 日	海事局
10	水防法等の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 2 月 9 日	水管理・国土保全局
11	都市緑地法等の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 2 月 9 日	都市局、住宅局
12	道路運送車両法の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 3 月 2 日	自動車局
13	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 3 月 2 日	土地・建設産業局
14	港湾法の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 3 月 9 日	港湾局
15	通訳案内士及び旅行業法の一部を改正する法律案	法律	平成 29 年 3 月 9 日	観光庁
16	住宅宿泊事業法案	法律	平成 29 年 3 月 9 日	観光庁、土地・建設産業局
17	都市緑地法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案	政令	平成 29 年 5 月 9 日	都市局、住宅局
18	港湾法の一部を改正する法律の施行にも伴う関係政令の整備等に関する政令案	政令	平成 29 年 5 月 18 日	港湾局
19	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令一部を改正する政令の一部を改正する政令案	政令	平成 29 年 7 月 18 日	海事局、総合政策局
20	港湾法施行令の一部を改正する政令案	政令	平成 29 年 7 月 19 日	港湾局

(7) 租税特別措置等に係る政策評価

平成 29 年度税制改正要望に際し、事前評価 33 件及び事後評価 4 件を実施した。
また、平成 30 年度税制改正要望に際し、事前評価 10 件及び事後評価 1 件を実施した。
個別の評価結果については、以下ホームページに掲載。

(http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/seisakutokatsu_hyouka_tk_000001.html)

租税特別措置等に係る政策評価一覧（平成 29 年度税制改正要望等関係）

○事前評価 1～31:平成 28 年 8 月 31 日実施、32 及び 33:平成 28 年 12 月 22 日実施

大臣官房	1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
大臣官房	2	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充
国土政策局	3	振興山村における工業用機械等の割増償却
国土政策局	4	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
国土政策局	5	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
国土政策局	6	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国土政策局	7	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
国土政策局	8	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
土地・建設産業局	9	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し
土地・建設産業局	10	土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長
土地・建設産業局	11	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長
土地・建設産業局	12	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長
土地・建設産業局	13	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長
都市局	14	市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の 2,000 万円特別控除制度の適用
都市局	15	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
都市局	16	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長
都市局	17	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長
都市局	18	三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
都市局	19	都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
都市局	20	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
都市局	21	避難解除区域等に係る特例措置（収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大
水管理・国土保全局	22	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長
住宅局	23	サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長
住宅局	24	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
自動車局	25	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特例控除（中小企業投資促進税制）の拡充
海事局	26	船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長

海事局	27	海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長
海事局	28	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長
港湾局	29	港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長
航空局	30	航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
観光庁	31	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
都市局	32	生産緑地地区の要件緩和に伴う特例措置の拡充
都市局	33	熊本地震による被害等からの復旧及び今後の災害への対応の観点からの税制上の措置（被災市街地復興土地地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例）

○事後評価

平成 28 年 8 月 31 日実施

国土政策局	1	特定農山村地域における特別控除
土地・建設産業局	2	特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除
土地・建設産業局	3	平成 21 年及び 22 年中に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例
航空局	4	関西国際空港土地保有会社の用地整備準備金制度

租税特別措置等に係る政策評価一覧（平成 30 年度税制改正要望等関係）

○事前評価

平成 29 年 8 月 31 日実施

総合政策局	1	物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
総合政策局	2	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の資本割に係る課税標準の特例措置の創設
総合政策局	3	技術研究組合の所得計算の特例の延長
土地・建設産業局	4	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の 1,500 万円の特別控除の延長
土地・建設産業局	5	公募投資信託等の内外二重課税の調整
土地・建設産業局	6	投資法人が海外で支払う法人税等（外国法人税）に係る導管性判定式の改正
都市局	7	土地地区画整理事業における共同施設区制度（仮称）の創設に伴う課税の特例措置の拡充
水管理・国土保全局	8	先進的省エネ・再エネ投資促進税制の創設
港湾局	9	国の無利子貸付を受けて整備された旅客施設等及び官民連携による国際クルーズ拠点形成する港湾において整備された旅客施設等に係る特例措置の創設
港湾局	10	港湾の民有護岸等（特定技術基準対象施設）の耐震化の推進のための特例措置の拡充・延長

○事後評価

平成 29 年 8 月 31 日実施

都市局	1	都市計画事業認可の前においても収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等を受けられる事業の拡充
-----	---	--

3 マネジメントサイクルの確立による政策への反映の事例

具体的な反映の事例として、政策評価の結果を踏まえた事例を紹介する。

政策評価の結果が政策に反映された事例

<事例①>

施策目標「観光立国を推進する」については、「業績指標79 訪日外国人旅行者数」において、平成28年に史上初めて年間2,000万人を超え、平成28年3月に設定した平成32年の4,000万人という新目標に向けて着実に推移（「A」業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示している）しており、その他の関連する多くの業績指標についても新目標に向けて着実に推移していることから、②（目標達成）と評価した。今後も目標の達成を目指し、既存市場の確保に加え、欧米豪、富裕層、若年層などの新しい市場の開拓等を実施する等、引き続き努力することとしている。

他方、「業績指標81 地方部での外国人延べ宿泊者数」については、近年増加しているクルーズ船客等は含まれていない宿泊者数として、平成28年に2,845万人（速報値）となり、平成28年3月に設定した地方部での外国人延べ宿泊者数を平成32年に7,000万人泊という新目標に対する実績値・達成率から、平成28年度政策チェックアップにおいて「B」（業績指標の実績値は目標達成に向けた成果を示していない）と評価した。このため、目標達成に向けて、更に、国立公園、文化財、古民家等の観光活用の推進、広域観光周遊ルートの形成・充実等を進めるとともに、外国人のニーズを十分把握しながら、我が国ならではの魅力的な体験等をアピールして地方への誘客を促進していく必要がある。

これらを受けて、平成29年8月には、新規の施策である「宿泊施設を核とした地域の活性化促進事業」「最先端観光コンテンツインキュベーター事業」「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」に関して、政策アセスメントを行い、必要性、効率性、有効性について検証し、必要な経費について、平成30年度概算要求を行った。

<事例②>

少子高齢化・人口減少の急速な進展、空き家の増加等の社会情勢の変化を踏まえ、当時の住生活基本計画（平成23年3月閣議決定）を見直し、新たな住生活基本計画に反映することを目的に、平成27年度に「住生活基本計画」に係る政策レビューを行った。その中で、今後の対応方針として、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保について、空き家活用の促進や民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた住宅セーフティネット機能の強化を行うことが示されたことを踏まえ、上記の内容を盛り込んだ新たな住生活基本計画を平成28年3月に策定した。

それを受けて、空き家等を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録する制度の創設や、居住支援法人による入居相談・援助、家賃債務保証の円滑化等を盛り込んだ「住宅セーフティネット法」の改正案を提出し、同法案は平成29年4月19日に成立した。

さらに、住宅確保要配慮者向け住宅の改修費や家賃対策に係る支援、居住支援法人等の活動等への支援などを平成29年度予算に盛り込むとともに、平成30年度予算概算要求においても、上記の施策に係る支援の充実を図るための要求をしている。

4 国土交通省所管法律に基づく政策評価の実施

国土交通省の所管法令においては、「社会資本整備重点計画法」、「国土形成計画法」及び「住生活基本法」に政策評価法に基づく評価を行う旨を定める規定がある。

(1) 社会資本整備重点計画法

第7条（社会資本整備事業に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に事後評価の対象とする政策として社会資本整備重点計画に概要が定められた社会資本整備事業を定める（第1項）とともに、事後評価実施計画に重点計画に定められた重点目標に照らして評価を行う旨を定める（第2項）こととされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において、社会資本整備重点計画に概要が定められた社会資本整備事業を事後評価の対象として位置づけ、平成29年度事後評価実施計画においては、社会資本整備重点計画における全ての指標を取り込み、全てのKPIを含む68の業績指標項目及び52の参考指標項目を設定した。その上で、平成29年8月に政策チェックアップによる政策評価を実施した。なお、社会資本整備重点計画における指標のうち、KPI指標は全て業績指標項目に反映し、KPI以外の指標は業績指標項目若しくは参考指標項目のいずれかに取り込んでいる。

(2) 国土形成計画法

第7条（全国計画に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に、事後評価の対象とする政策として、全国の区域における総合的な国土の形成に関する施策の指針（以下「全国計画」）を定める（第1項）とともに、全国計画の公表から2年を経過した日以後、事後評価の実施を事後評価実施計画に定める（第2項）こととされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において事後評価の対象として全国計画を定めるとともに、平成28年度事後評価実施計画において全国計画を平成31年度の政策レビューテーマとして定めた。

なお、平成29年度事後評価実施計画において、国土形成計画に関する指標を業績指標項目として定めており、平成28年度政策チェックアップによる政策評価も行った。

(3) 住生活基本法

第16条（全国計画に係る政策の評価）において、政策評価に関する基本計画に、事後評価の対象とする政策として、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「全国計画」）を定める（第1項）とともに、全国計画の公表から2年を経過した日以後、事後評価の実施を事後評価実施計画に定めることとされている。

これを受けて、国土交通省政策評価基本計画において事後評価の対象として全国計画を定めるとともに、平成29年度事後評価実施計画において全国計画を平成32年度の政策レビューテーマとして定めた。

なお、全国計画に盛り込まれた指標については、平成29年度事後評価実施計画において18の業績指標項目として定めており、平成28年度政策チェックアップによる政策評価も行った。

5 政策評価の普及・啓発

職員の啓発、研修等

政策評価の実施により、「目標によるマネジメント」の理念を全ての関係担当者が共有し、政策のマネジメントサイクルを確立して、それに基づいて政策の企画立案や業務運営を持続的に改善していくことが求められる。したがって、担当者の政策評価に対する意識の向上を図ることが重要である。

平成 28 年 5 月、平成 29 年 5 月には、主に本省各局等（外局含む）における政策評価・独法評価担当官を対象として、政策評価会座長の上山信一慶大教授による政策評価に関連する講演及び政策評価官室等担当官による政策評価及び独立行政法人評価の実務に関する研修を行った。

また、国土交通行政に関する研修機関である国土交通大学校の研修プログラムにおいて平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月の間に新任管理職を対象とする研修を計 5 回行った。